宮崎市児童クラブ入会審査基準表

【基準となる事項】

No	大分類	小分類	適用範囲及び内容	基準点数
1	就労	居宅外	月160時間以上働いている	15
			月140時間以上働いている	14
			月120時間以上働いている	13
			月100時間以上働いている	12
			月80時間以上働いている	11
			月60時間以上働いている	10
		居宅内	月160時間以上働いている	13
			月140時間以上働いている	12
			月120時間以上働いている	11
			月100時間以上働いている	10
			月80時間以上働いている	9
			月60時間以上働いている	8
2	求職活動		求職中（誓約書の提出）	5
3	妊娠・出産		出産前6週間、出産後8週間	10
4	疾病・障がい	長期入院	※１か月以上	15
		居宅療養	寝たきり	13
			疾病・負傷などにより家庭での児童の育成が困難な場合	10
		心身障がい	身体障がい者手帳1・2級、精神障がい者保健福祉手帳1級、療育手帳A	15
			身体障がい者手帳3級、精神障がい者保健福祉手帳2級、療育手帳B1	13
			身体障がい者手帳4~6級、精神障がい者保健福祉手帳3級、療育手帳B2	10
5	介護・看護	親族の介護・看護	常時介護・看護を必要とする場合	10
6	就学等		学校教育法に基づく大学等又は職業訓練校等に在学する時間を「No.1 就労」に換算 ※就学に加えて就労をしている場合は、就学時間と就労時間を合わせた時間を適用する。 ※就労に該当しない場合は、求職活動を適用。	-
7	児童と別居		ひとり親世帯（離婚、離婚調停中、未婚、死別、行方不明、拘禁中含む）又は単身赴任中（市外）で児童と別居している	15
8	その他		災害等家屋の損傷、その他災害復旧のため育成できない場合	15～
			児童福祉の観点から市長が特に育成の必要性が高いと判断した場合	※

※　状況に応じて判断する。

【調整となる事項】

No	状況		配点
1	学年	1年生	55
		2年生	40
		3年生	25
		4年生	15
		5年生	10
		6年生	5
2	ひとり親世帯（単身赴任（市外）含む）の場合		10
3	虐待やDVを受ける恐れがある場合		50
4	障がい等のある児童の場合		5
5	産休明け・育休明けで復職する場合（新規入会で復帰から6ヶ月までは加点）		3
6	宮崎市内の児童クラブに放課後児童支援員として就労（予定含む）する場合		15